

研究ノート

「クルド人問題」に関する西欧諸国の政治的・歴史的責任 という視点：イギリスの人権擁護 NGO の活動から

寺本 めぐ美

イギリスを拠点に人権擁護に取り組む NGO である、クルド人権プロジェクト (Kurdish Human Rights Project: KHRP) は、「クルド人問題」に関する西欧諸国の政治的・歴史的責任を問うてきた。本稿の目的は、KHRP の設立者らの著作から、西欧に居住するクルド人によるこうした「責任」に関する主張を検討することである。

KHRP 設立者は、トルコの EU 加盟交渉において、EU が「クルド人問題」に政治的責任を果たすべきであると主張すると同時に、中東のクルディスタンを分割し、クルド人の人権問題や、「クルド人国家」建設といった課題を生み出した「当事者」であるヨーロッパ各国の歴史的責任に言及してきた。

KHRP は、トルコやイラク、イラン、シリア、コーカサスなどにおける虐殺や戦争犯罪、人権侵害に対処するために、1992年にロンドンで設立された。20年以上に渡って、人種、宗教、性別、政治的信条、その他の信念に関係なく、全ての人々の人権保護活動を実施してきた。特に、エスニック、ジェンダー、人種、宗教に基づいて差別される、最も周縁化された人々に焦点をあてる。KHRP の人権保護活動の対象は、多くがクルド人であるものの、トルコ、アラブ、ペルシア系の人々に対する活動も実施してきた。

設立者ケリム・ユルズ (Kerim Yildiz) は、政治難民としてトルコからイギリスに渡ったクルド人である。人権分野で活躍する弁護士マーク・ミュラー (Mark Muller) らと共に、欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights) における無料弁護 (プロボノ) を行う弁護士のネットワークを構築した。

KHRP の具体的な活動として、欧州人権委員会 (European Commission of Human Rights) や全欧安保協力機構 (Organisation for Security and Cooperation in Europe)、各種国連機関に対する、緊急声明や報告書の発表がある (KHRP 2014)。また、トルコ政府に対する訴訟において、トルコの人権団体のディヤルバクル支部や、エセックス大学 (University of Essex) に所属する人権法学者、欧州議会 (European Parliament) などと協力してきた (Buckley 2000: i, Natali 2005: 171)。

KHRPが行った訴訟の一例として、レイラ・ザーナ (Leyla Zana) へのトルコでの有罪判決を欧州人権裁判所に提訴したことが挙げられる (加納 2007: 223)。ザーナは1991年に、トルコ初のクルド人女性議員になった。しかしながら、議員就任式でクルドの伝統的な色とされる赤・黄・緑を身に着け、クルド語を用いたことから起訴され、1994年に15年の禁固刑を言い渡された。2001年に、欧州人権裁判所は、裁判官に軍人が含まれていたことから、1994年の裁判は公正なものではなかったと裁定した。ただし、これに伴って2004年に再審理が行われたものの、1994年と同様の判決が言い渡されたに過ぎなかった (Kerr 2004: 55)。

上述したユルズとミュラーは、彼らの共著書において、ヨーロッパ諸国の政治的責任と歴史的責任について言及している。ヨーロッパ諸国の政治的責任については、トルコのEU加盟交渉において、EUがクルド人の直面してきた課題に対する責任を果たすべきであると強調している。

EUは、クルド人の置かれた状況に注意を向ける責任がある。トルコ政府によるクルド人の扱いが、人権やマイノリティの権利を保護するコペンハーゲン基準に反していることは明らかである。コペンハーゲン基準の要件を満たすことが、公式にトルコのEU加盟交渉を開始する必要条件である。(中略)クルド人の抱える課題が注目されなければ、EUはトルコ東南部に平和をもたらすこれまでにない機会を見逃すことになるだろう。そして、トルコ政府によるクルド人の扱いを暗に正当化することになるのだ (Yildiz and Muller 2008: 172)。

KHRPはトルコのEU加盟交渉において、EUがトルコ政府に対してコペンハーゲン基準の要件を満たすよう働きかけることを期待している。こうした視点は、ヨーロッパの他のクルド組織も共有している。ベルギーのブリュッセルを拠点に活動するクルド・インスティテュート (Koerdisch Instituut te Brussel) は、年に4回発行する雑誌『クルド人 (De Koerden)』で「ヨーロッパへの書簡」を公開した。クルド・インスティテュートは、1978年に、クルド系住民やフラマン系、ワロン系の人々によって設立された組織である。

「ヨーロッパへの書簡」はEUに対し、EUがクルド人に支援すべき内容を提案している。書簡は、フランデレン政府首相に公式に手渡された後に、欧州委員会の委員に届けられた。

ヨーロッパは、クルド・アイデンティティやクルド文化の発展、クルドの文化的遺産の保護という側面から (クルド人を) 支援できる。EUは様々な方法で支援できるのだ。いくつかの提案を挙げれば、クルド語に関して、トルコ・イラン・イラク・シリア政府と接触し、EUによって任命されたチームが実際にクルディスタンで調査を推進すること。ヨーロッパや中東でクルド語を教える機関や教育訓練機関に支援を提供することなどがある (Koerdisch Instituut

te Brussel 2008: 6-7)。

KHRPと同様に、クルド・インスティテュートは、EUがトルコをはじめとする各国政府にマイノリティの権利を守るよう働きかけることを要求しているのである。

さらに、ユルズとミュラーの著作は、ヨーロッパ諸国の歴史的責任として、オスマン帝国解体ともなう歴史的経緯を取りあげている。彼らの主張は、トルコのEU加盟交渉という政治的プロセスに留まらない、歴史的な視野からの問題提起と言えよう。前述の政治的責任においては、トルコに「民主化な国」になることを迫るといった具体的な目的が掲げられていた。一方で、歴史的責任に関しては、ヨーロッパ各国の政府に対して具体的な責任を問うというよりも、「道徳的」責任という抽象的な表現を用いる。

ヨーロッパにはクルド人に対する歴史的な責任がある。政治的、道徳的に、クルド人が抱える課題が公正に、平和的に解決されることを促進する義務がある。ヨーロッパ諸国は、オスマン帝国解体期において、クルディスタンの独立を支持しなかった。ヨーロッパ諸国は現在のクルディスタンにおける状況の土台をつくりあげたのである。

民族自決の時代には、「民族」に基づいた新しい国家が続々と建設された。アメリカ合衆国大統領ウッドロー・ウィルソンが提唱した平和構想の原則「14ヶ条」の第12条には、オスマン帝国における非トルコ系のマイノリティに対する自治の保障も盛り込まれていた (Yildiz and Muller 2008: 169-170)。

さらに、連合国とオスマン帝国の間で1920年に調印された講和条約であるセーヴル条約が、「クルド自治領」を構想していたことにも言及している。

第62条において、フランス、イタリア、イギリスによって指名された委員会(Commission)は、ユーフラテス川の東側、アルメニアの南側、シリアやメソポタミアの北側に位置する地域の自治を構想していた。第64条では、クルド人の大多数が独立を求めた場合、国際連盟の勧告に従ってトルコはこれらの地域を放棄することになっていた (Yildiz and Muller 2008: 170)。

しかしながら、独立戦争はトルコ側の勝利に終わり、ローザンヌ講和会議が開かれた。アンカラ政府は、1923年に連合国とローザンヌ条約を結んだ。ローザンヌ条約はクルディスタンの自治も独立も容認しなかった。イギリスは、油田のあるモースル周辺を委任統治領としてイラクに編入することで、自国の権益を守ったのである。1925年に、クルド人の自治や独立を標榜すると同時に、

カリフ制廃止に反対する大規模な反乱が起きたものの、トルコ軍によって鎮圧された（新井 2001: 197）。ユルズとミュラーは、こうした一連の経緯を「現実政治（realpolitik）」の結果として批判的に捉えている。

「現実政治」が支配するようになった。メソポタミアを委任統治していたイギリスが、クルディスタンの独立プロセスを具体的に進めることはなかった。バグダッドとアンカラの強い反対によって、クルド人が多数居住するモースル県は、新生イラクに引き渡すべきだと考えたのである。これは、クルディスタンの自治という計画が白紙にされたことを示す。（中略）セーヴル条約は新生トルコ共和国によって拒絶された。ローザンヌ条約は、現在のトルコ東南部がトルコ共和国の統治下に置かれることを公式に認めた。クルド人はアタテュルクのナショナリスト政府に運命を委ねることになったのである（Yildiz and Muller 2008: 170-171）。

さらに、ユルズとミュラーは、オスマン帝国解体以降の歴史的経緯に加え、その後のヨーロッパ諸国とトルコとの関係を厳しく批判し、EU加盟交渉の文脈でヨーロッパがその歴史的責任を果たすよう要求する。

長年にわたってクルド人が厳しい暴力にさらされてきたという事実にも関わらず、ヨーロッパ諸国は実質的に、トルコ政府のクルド人に対する政策について非難することがなかった。これは、ヨーロッパ諸国がトルコ政府をNATOの同盟国、また、将来的にはEUのパートナーとして認識していることに起因する。（中略）トルコは現在EU加盟に向けた準備を行っている。ヨーロッパ諸国は彼らの責任に背を向けるべきではない。ヨーロッパ諸国は、トルコ共和国がトルコ人やクルド人の平等や基本的な権利を完全に認め、平和的な未来に向かうための歴史的機会を最大限に利用するべきだ（Yildiz and Muller 2008: 170）。

上述したように、KHRPは、西欧諸国の歴史的・政治的責任を問う姿勢を見せてきた。ただし、KHRPのこうした姿勢に対する西欧諸国の反応については慎重な検討が必要であろう。KHRPは政治的・歴史的責任について各国政府に実際に訴えかけるというよりは、前述のように、欧州人権裁判所などでの訴訟を重ねるといった戦略を採用していると考えられる。

西欧育ちの移民・難民第2世代や第3世代へと世代が移り変わるなかで、こうした「責任」について在外クルド人がどのように主張していくのか、またいわば西欧内部からの異議申し立てについて、各国政府がどのように対応していくのか。「クルド人問題」は現在もなお未解決の課題として残り、西欧諸国に居住するクルド人の活動や意識を規定し続けているといえよう。

資料および参考文献

新井政美, 2001, 『トルコ近現代史——イスラム国家から国民国家へ』みすず書房.

Buckley, Carla, 2000, *Turkey and the European Convention on Human Rights: A Report on the Litigation Programme of the Kurdish Human Rights Project*, London: Kurdish Human Rights Project.

加納弘勝, 2007, 「トルコ——EU加盟に期待するイスラム政党とマイノリティ」大島美穂編『国家・地域・民族』勁草書房, 215-235.

Kerr, Stuart, 2004, “The Re-Trial of Leyla Zana and Other Kurdish Former 55 Parliamentarians,” Kurdish Human Rights Project ed., *KHRP Legal Review 5*, London: Kurdish Human Rights Project, 55-79.

Koerdisch Instituut te Brussel, 2008, *De Koerden Jaargang 8(42)*, Brussel: Koerdisch Instituut te Brussel.

Kurdish Human Rights Project (KHRP), 2014, “About KHRP,” (Retrieved September 15, 2014, <http://www.khrp.org/about-khrp.html>).

Natali, Denise, 2005, *The Kurds and the State: Evolving National Identity in Iraq, Turkey, and Iran*, New York: Syracuse University Press.

Yildiz, Kerim and Mark Muller, 2008, *The European Union and Turkish Accession: Human Rights and the Kurds*, London: Pluto Press.